

U25 ボーナス 提供条件書

(2015 年 1 月 16 日をもちまして、受付は終了いたしました。)

U25 ボーナスについて

「U25 ボーナス」(以下「本キャンペーン」と記載します)は、25 歳以下のお客様を対象とした、ご契約を頂いてから 26 歳を迎えるまで、毎月の通話し放題プランの料金を割引くとともにデータ通信量を付与するサービスです。

当キャンペーンの受付期間について

2014 年 7 月 1 日(火)～2015 年 1 月 16 日(土)

割引適用期間

新規契約のお客様 : お申し込み当月より、26 歳を迎える誕生日月末まで
既にソフトバンクをお使いのお客様 : お申し込み翌月より、26 歳を迎える誕生日月末まで

お申し込み対象者

本キャンペーンをお申し込み時点で、携帯電話の利用者が 25 歳以下のお客様

- 契約者名義とは別に「本キャンペーン」の対象である「利用者」を契約者が指定して登録いただく必要があります。
- 利用者は契約者の家族に限らせていただきます。契約者の家族の範囲はホワイト家族 2 4 に準じます。
- 利用者が小学生以下の場合、契約者は利用者の法定代理人(親権者)とさせていただきます。
- ご利用者の年齢がわかる書類、運転免許書、健康保険証、パスポートなどが必要となります。

割引・特典内容について

割引内容	通話定額基本料から 540 円割引
特典内容	データ利用量 1GB を付与し、基本データ量超過後に 1GB を利用可能

- データ利用量 1GB 特典はデータのくりこし対象外となります。
- 通話定額ライト基本料をご利用の場合、本割引・特典は終了となります。

※割引に関して…記載の金額を税込価格から割引します。

- 併用不可キャンペーンについて

期間	併用不可キャンペーン
2014/7/1～2014/9/30	データくりこし、家族おトク割、スマホデータ増量キャンペーン、10GB がおトクキャンペーン
2014/10/1～	家族おトク割、スマホデータ増量キャンペーン、10GB がおトクキャンペーン

当キャンペーンの適用条件について

- 当キャンペーンにお申し込み頂けるお客様は以下の通りです。
 1. 個人名義のお客様
 2. 利用者情報として登録された生年月日に基づく年齢が 25 歳以下であること。

「U25 ボーナス」提供条件書
更新日：2024 年 8 月 1 日
ソフトバンク株式会社

3. 以下のいずれかの基本プランを契約すること
 - ・ 通話定額基本料 + 専用 2 年契約(フリープラン含)
 - ・ 通話定額基本料 + ハートフレンド割引

4. 以下のいずれかのデータ定額パックを契約すること

- ・ データ定額ミニ 1GB
- ・ データ定額ミニ 2GB
- ・ データ定額 5GB
- ・ データ定額 20GB
- ・ データ定額 30GB
- ・ データ定額パック・標準(8)
- ・ データ定額パック・大容量(10)
- ・ データ定額パック・大容量(15)
- ・ データ定額パック・大容量(20)
- ・ データ定額パック・大容量(30)
- ・ データ定額パック(シンプルスマホ)

- 専用 2 年契約は 2 年間同一回線の継続利用が条件となり、料金プランの変更、契約変更および解約のお申し出がない場合、自動更新となります。
- ハートフレンド割引の場合、ハートフレンド割引の 1,700 円（税抜）割引後の料金から「本キャンペーン」の 500 円/月を割引します。
※記載の金額を税込価格から割引します。

■ 当キャンペーンの解除条件について

- 「本キャンペーン」は 26 歳の誕生月の月末に自動解除されます。
- 「本キャンペーン」の解除申し込みの場合、廃止された当月末までの適用となります。
- 割引適用期間中に利用者を廃止、変更した場合は解除となります。
- 対象外料金プランや対象外のデータ定額パックへの変更は解除となります。
- 「本キャンペーン」の解除申し込みを行った場合は解除となります。

■ その他注意事項について

- お申し込み時に割引対象となる 25 歳以下の利用者を利用者情報として登録させていただきます。
- 対象となるご利用者 1 人につき 1 回線お申し込みいただくことができます。
- 同一の利用者で複数回線の割引は適用できません。
- 過去のホワイト学割に加入したお客様でもお申し込み可能です。
- 利用者の年齢は、運転免許証、健康保険証、パスポートなどの公的機関が発行した書類で確認をさせていただきます。
- 「本キャンペーン」を廃止された場合でも、利用者が 25 歳以下であれば再度お申し込み可能です。
- 回線名義の譲渡、承継をされた場合、本割引は継続されません。

「U25 ボーナス」提供条件書
更新日：2024 年 8 月 1 日
ソフトバンク株式会社

【提供条件書記載事項の変更について】

- ・ 当社は、本提供条件書の記載事項を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- ・ 本提供条件書の記載事項を変更する場合、当社ホームページ（<http://www.softbank.jp>）に掲載する方法、文字メッセージ（契約者回線または当社電気通信設備から送信された数字、記号およびその他文字等によるメッセージをいいます）を配信する方法、または当社が適当と判断する方法にて事前に通知します。
- ・ 最新の提供条件書は、当社ホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。なお、提供条件書記載事項以外の部分については、4G 通信サービス契約約款の規定を適用します。詳細につきましては当社ホームページでも確認できます。

更新履歴

2015年10月16日 更新

2016年9月13日 更新

2019年10月1日 更新

2024年8月1日 更新